

軽井沢スキーバス事故対策について (日本バス協会)

公益社団法人 日本バス協会
平成30年 8月8日

軽井沢スキーバス事故対策の推進

1. 国土交通省による安全対策、規制強化への協力、実施

- ①安全対策、安全規制が実効あるものとなるよう、実態等を踏まえ、国土交通省の制度づくりに協力をした。
- ②決定した安全対策、安全規制を確実に実行するように会員事業者へ周知、徹底をした。また、地方バス協会は説明会などを開催した。
- ③安全コストを含んだ運賃・料金制度の実施状況の把握に努め、遵守を徹底した。
- ④貸切バス適正化実施機関の立ち上げと運営について全面的に協力を行った。

2. 日本バス協会としての対策

(1) 緊急対策

①シートベルト着用の徹底

バス出発時(サービスエリア等での休憩後含む)のシートベルト着用案内の徹底

②日本バス協会による街頭指導の実施

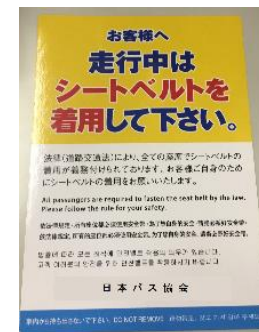
皇居前、浅草寺周辺に駐車している貸切バス(非会員も含め)に実施

(2) その他の対策

①非会員事業者の日本バス協会への加入促進

②旅行業団体との連携による安全・安心なバス利用の徹底

③貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大



貸切バス適正化機関の運営に協力

○地方バス協会は適正化機関の業務について全国的に協力し、運営をサポートしている。地方バス協会が自ら適正化機関となっている例もある。また、適正化機関から委託を受けた地方バス協会は会員への巡回指導を行っている。

○日本バス協会は適正化機関の設立に際し、経費負担のため5,866万円を拠出した。また、運転資金として2,390万円の貸し付けを行った。

名称	法人設立年月日	適正化機関指定年月日	巡回指導開始日	巡回指導対象	H30年度の負担金	巡回指導件数(A) (バス協会内数)	管内営業所数等(B) (バス協会会員内数)	A/B (%)
(一社)北海道貸切バス適正化センター	H29.6.5	H29.6.30	H29.9.1	会員・非会員事業者	・1営業所あたり58,050円 ・1車両あたり4,180円の併用	69件	営業所 358 車両 3,318	19.2
(一財)東北貸切バス適正化センター	H29.5.15	H29.6.8	H29.8.10	会員・非会員事業者	・1営業所あたり31,910円 ・1車両あたり4,080円の併用	86件	営業所 550 車両 5,265	15.6
(一財)関東貸切バス適正化センター	H29.4.3	H29.5.12	H29.8.9	非会員事業者	・1営業所あたり60,270円 ・1車両あたり8,970円の併用	386件	営業所 1,773 (920) 車両15,407(9,671)	21.8
(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	H29.4.17	H29.6.29	H29.8.9	非会員事業者	・1営業所あたり113,230円 ・1車両あたり18,880円の併用	89件	営業所 350(244) 車両 3,233(2,597)	25.4
(一財)中部貸切バス適正化センター	H29.4.3	H29.5.25	H29.9.4	非会員事業者	・1営業所あたり113,080円 ・1車両あたり18,300円の併用	127件	営業所 532(415) 車両 5,841(5,118)	23.9
(一財)近畿貸切バス適正化センター	H29.4.20	H29.6.19	H29.8.21	会員・非会員事業者	・1営業所あたり30,000円 ・1車両あたり3,000円の併用	70件	営業所 656 車両 6,812	10.7
(一社)中国貸切バス適正化センター	H29.4.17	H29.5.30	H29.8.24	会員・非会員事業者	・1営業所あたり45,000円 ・1車両あたり3,900円の併用	88件	営業所 428 車両 3,278	20.6
(一社)四国バス協会	H29.4.11	H29.5.16	H29.8.24	会員・非会員事業者	・1営業所あたり110,000円	70件	営業所 176 車両 1,416	39.8
(一社)九州貸切バス適正化センター	H29.4.28	H29.5.30	H29.8.23	非会員事業者 (福岡・佐賀・鹿児島は会員・非会員)	・1営業所あたり90,850円	89件	営業所 623(89) 車両 5,557(826)	14.3
(一社)沖縄県バス協会	H29.6.14	H29.6.26	H29.8.29	会員・非会員事業者	・1営業所あたり105,000円 ・1車両あたり7,000円の併用	27件	営業所 78 車両 1,172	34.6

※管内事業者数は平成30年2月1日現在。

※巡回指導件数は平成30年3月31日現在。なお、件数は巡回指導開始日からの累計で計上。

日本バス協会への加入促進

○非会員に地方バス協会に加入してもらい、業界団体の一員として切磋琢磨し、安全対策やサービスの向上に取り組んでもらうよう努めている。その結果、全国的に貸切バス事業者の会員数は増加している。(地方バス協会会員は自動的に日本バス協会会員となる。)

平成27年8月現在	2,178者(加入率48.3%)
平成28年8月現在	2,269者(前年91者増 加入率50.1%)
平成29年8月現在	2,345者(前年76者増 加入率約51.2%)

※平成29年度の貸切バス事業者の数字が公表されていないため、平成28年度の事業者数で算出した加入率。

○会員加入促進の取組

1. 小規模事業者の声を業務運営に反映させるため、「中小貸切バス事業者専門部会」を設置
平成29年3月に小規模の貸切専門事業者を委員とする「中小貸切バス事業者専門部会」を設置した。中小ならではの課題や要望について取りまとめ、貸切委員会において報告し、貸切バスについての各種課題への対応に生かしている。
2. 小規模事業者向けに運行管理のICTシステムの整備
平成29年度4月より運用を開始し、小規模会員事業者が高額なシステムを導入しなくても廉価で使用できるよう、日本バス協会において運行指示書や運送引受書などを自動で作成することのできる「貸切バス運行管理システム」を構築し、平成29年度4月より運用を開始した。
3. セーフティバスの申請費用についての会員メリットの拡大
会員の申請手数料を引き下げ、非会員の申請手数料との格差を広げた。

安全、安心な貸切バスを旅行者に提供するため、貸切バス業界にとって重要なパートナーである旅行業界と連携して安全対策に取り組んでいる。

○平成28年8月に「安全運行パートナーシップ宣言」を(公社)日本バス協会、(一社)日本旅行業協会と(一社)全国旅行業協会と合同で公表。
⇒安全コストを加味した適正な運賃・料金の収受に努める内容と、旅行業者がセーフティバス認定事業者のような先進的な安全の取組を行っている事業者を優先して利用する内容を盛り込み、それぞれ傘下会員事業者に周知、徹底した。

○貸切バス事業者と旅行業者間の手数料問題を審査するため、平成28年8月に旅行業界、貸切バス業界、学識経験者をメンバーとする「貸切バスツアー適正取引推進委員会」を設置した。

貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実

軽井沢スキーツアーバス事故の総合的な対策を踏まえて審査項目を見直すとともに、より先進的な安全への取組を推進している。また、認定事業者数の拡大に努めた。

1. 先進的な安全の取組について評価点を新設

- ・ASV導入の推進
- ・ドライブレコーダー導入の推進 等

2. 安全性評価認定制度の周知

- ・旅行事業者や学校関係等に加えて、大学生協にもパンフレットを送付して、大学生への周知をしている。時刻表や新聞等、広告掲載も行っている。



平成30年6月26日現在

認定事業者数 1,399者 (平成27年の776者から1.8倍増加)

(内非会員事業者 144者)

(全事業者数の約30%)

(日本バス協会 会員事業者の約53%)

車両数 28,173両 (平成27年の19,692両から1.4倍増加)

(全事業者数の約54%)

(日本バス協会 会員車両数の約71%)

認定ステッカー
「セーフティバスマーク」

